

(陳情項目)

一、「脱原発」社会の実現に向けて、「脱原発法」の制定を求める意見書を、国に提出してください。

二、「脱原発」社会宣言決議を行ってください。

(注)「脱原発法」の骨子

この法律は、安全で環境を傷つけないエネルギー政策の実現を目指すために、まずすみやかな原子力発電の廃止を達成することを目標とし、次の三項を基本的な柱とする。

一、建設中、計画中の原子力発電所及び核燃料サイクル施設は、直ちに廃止する。

二、運転中の原子力発電所及び核燃料サイクル施設は、一定の経過措置の期間内にすべて廃止する。

三、放射性廃棄物は、地下や海底に捨てたりせず、国民の目の届くところで、発生者の責任において管理する。

(陳情趣旨)

日本における原子力発電所が本格的に稼働して二十年。いまだに解決されない問題点の最重要課題として、放射性廃棄物の処分があります。

まず、放射性廃棄物の区分が明確に定義されていないということ。その取り扱い上の目安として、高レベル、中レベル、低レベルという分け方がなされていますが、それは放射能濃度で分けているものではなく、その廃棄物の経路により、任意で分けられているものです。低レベルであるということが、放射能の毒性において危険性が少ないということにはなりません。その中には非常に寿命の長い物質もあり、その中には特に毒性も強く、最終的に一億年たってもその毒性が残るものもあります。

さらに、放射性廃棄物の放射能は基本的に熱に変わり、放射能が強いと熱出力をかなり持ってしまいます。ですから、一つの容器にある定量以上に収めてしまうと、その熱のために融解を招き、中にある放射能が放出されてしまうので、あまりコンパクトに濃度を高くして、貯蔵または処分はできないという問題があります。

加えて今後は、英仏で最処理された廃棄物が返ってくると、さらに増していくわけです。その輸送もどうするのかという重要な問題が残されています。

そして、何と云っても一番の問題点は、その核のゴミ捨て場をどこにするかという点

です。現在その候補地として、青森県の六ヶ所村、北海道の幌延町が挙げられています。それは都会から遠く離れた地域に都会の人間が使用したゴミを押しつけるという構図であり、電気を使っている者の立場として、あまりにも無責任ではないでしょうか。特に、青森県の六ヶ所村は軍事基地や射爆場にも隣接した地であり、その地盤には活断層さえあるのです。このような条件の地域に大量の放射能を持ち込むことには非常に疑問が残ります。ここには人が住んでいるのです。

いま、私たちの住む東京都は深刻なゴミ問題に悩んでおります。それと同じように、原子力発電所もそこから出されたゴミ処理にどう対応していくのか、いまだに結論が出ていません。それは、放射能は誰にも管理できないし、どのような科学を持っても、消すことはできないからです。しかし、確実に、原子力発電所を稼働することによって、放射性廃棄物はたまっていくのです。

そして、あと数年で寿命の来る原子力発電所の廃炉をどう処理するのか。問題は続きます。

このような廃棄物の問題は、具体的には結局結論は出ておりません。

私たちは、東京都民の文化的な生活を享受するために使用したゴミのつけを、地方の自然豊かな地域を破壊することによって押しつけることには反対です。原子力発電の放

射性廃棄物の処理を具体的にどう解決するのか、その根源的な展望もないのに、豊かな生活がほしいからと言って、原子力発電所を推進したいとは思いません。

以上の観点から、「脱原発法」の制定を国に対して働きかけたいと思います。

地球上に住む全ての生き物や、いまだ見ぬ子孫の代まで、安心して暮らしていける社会を手渡すためにも「脱原発法」の制定を求める陳情を貴議会に対し要請いたします。

平成二年九月四日

陳情者

福生市熊川 一一二五

堀 尾 まさ枝

印

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

議会運営委員会決定資料

委員会付託件名表

平成二年九月七日第三回福生市議会定例会

付託委員会名	議案(請願・陳情)番号	付託件名
総務委員会	陳情第二十号	一〇四有料化の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書
	陳情第二十二号	「脱原発法」の制定を求める陳情書
厚生委員会	陳情第二十一号	白内障人工水晶体(眼内レンズ)に関する陳情書

第二回福生市議会定例会會議録（第十五号）

平成二年九月二十日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

二十番	十九番	十六番	十三番	十番	七番	四番	一番
宮	堀	井	遠	村	佐	浜	田
沢	川	上	藤	野	藤	中	村
良		寅	洋	和	慶	輝	正
一	實	吉	一	一郎	二	夫	秋
君	君	君	君	君	君	君	君
二十三番	二十番	十七番	十四番	十一番	八番	五番	二番
仲	指	上	赤	松	林	須	大
村	田	野	星	山	田	釜	森
清	保	重	行			亮	
信	雄	勝	人	清	武	次	進
君	君	君	君	君	君	君	君
二十四番	二十一番	十八番	十五番	十二番	九番	六番	三番
村	東	小	齋	原	在	南	野
尾	田	野	藤		原	木	口
米	正			敏		繁	秀
次	治	久	巽	子	博	男	世
君	君	君	君	君	君	君	君

一 欠員は次のとおりである。

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	古谷	正夫君	議事係長	島田	幸治君	臨時速記	山川	芳子君
						事務補佐員		

一 出席説明員は次のとおりである。

市長	石川	彌八郎君	助	役	浅見	裕康君	収入	役	内田	和雄君
教育長	来住野	和也君	企画財政部長	野沢	久人君	総務部長	森田	進君		
市民部長	岩崎	好亮君	福祉部長	石川	和夫君	建設部長	小野	光朗君		
教育次長	矢崎	茂夫君	監査委員	黒田	登君	委員	局長	川辺	登茂次君	
行政推進	担当	参事	関口	清君						

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成二年第三回福生市議会定例会議事日程(第四日目)

開議日時 九月二十日(木) 午前十時

日程第一 議案第六十八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第二 議案第六十九号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第三 議案第七十号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第四 議案第七十一号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第五 議案第七十二号 福生市庁舎増築基金条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第六 議案第七十三号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第七 議案第七十四号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第八 議案第七十五号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第九 議案第七十六号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十 議案第七十七号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十一 議案第七十八号 平成二年度福生市一般会計補正予算(第二号) (審査報告)

日程第十二 議案第七十九号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号) (審査報告)

日程第十三 議案第八十号 平成二年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号) (審査報告)

日程第十四 議案第八十一号

平成二年度福生市受託水道会計補正予算(第一号)

(審査報告)

日程第十五 議案第八十二号

市道路線の認定について

(審査報告)

日程第十六 陳情第二十四号

ワンルームマンション(アーバンヒルズ福生)建設反対の陳情書

(審査報告)

日程第十七 陳情第二十五号

固定資産税等の改定率抑制に関する陳情書

(審査報告)

日程第十八 陳情第二十六号

義務教育費国庫負担制度の堅持と削減、除外された費用の復元を求める陳情書

(審査報告)

日程第十九 陳情第二十七号

「義務教育費国庫負担法」の改正に反対し、これまでに除外・削減された費用の復元を求める陳情書

(審査報告)

日程第二十 陳情第二十九号

核に反対し、横田基地をなくす住民運動に対する理解と支援を求める陳情書

(審査報告)

日程第二十一 議案第八十三号

平成元年度福生市一般会計決算認定について

日程第二十二 議案第八十四号

平成元年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

日程第二十三 議案第八十五号

平成元年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について

日程第二十四 議案第八十六号

平成元年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について

日程第二十五 議案第八十七号

平成元年度福生市下水道事業会計決算認定について

日程第二十六 議案第八十八号

平成元年度福生市受託水道事業会計決算認定について

日程第二十七 議案第八十九号

福生駅西口ギャラリ(仮称)新築工事請負契約

日程第二十八 議案第九十号

福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第二十九 議案第九十一号

福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第三十 議案第九十二号

固定資産税等の改定率抑制に関する意見書

日程第三十一 議案第九十三号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

日程第三十二 閉会中の継続審査申し出について

日程第三十三 特定事件の継続調査について

午前十時 開議

○議長（仲村清信君） ただいまから平成二年第三回福生市議会定例会第四日目の会議を開きます。

○議長（仲村清信君） この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） おはようございます。発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

九月の定例議会、五日から始まったわけでございますけれども、最終日の今ごろになってのこのご参上いたしましたことを、まずもってお喜びを申し上げます。七月の二日の日に入院をいたしました七月の十八日の日に手術をいたしまして、八月の九日の日に退院をし、自宅で療養をいたしておりましたわけでございますが、九月の十七日から復帰をさせていただきました。議会の先生方の大変な御理解をいただきまして、療養も安堵して専念できましたおかげをもちまして、経過も順調であったわけでございます。大変な御厚情に対しまして、心より厚くお礼を申し上げます。

ことしは市制施行二十周年記念ということで、いろいろと盛りだくさんの事業等々もございましたわけでございますが、私は七十五日の長きにわたりまして大変重要な職務を仰せつかっているにもかかわりませず職を離れたということに對しまして、大変自分自身としては申しわけなく思っています。自分自身といたしまして心に大きなペナルティーを科しておるわけでございます。これを何とか償うためには、やはりいろいろ考えたわけでございますが、今の仕事をより一層力いっぱいやらなければと、心を新たにしておるところでございますが、そのためにも、どうか議員の先生方におかれましては、今後ともよろしく御協同のほどをお願いできればと、こんなふうに思っているものでございます。

最後になりましたけれども、議員の先生方を代表いたしまして、せんだっては仲村議長、そしてまた井上副議長にわざわざ病院にまでお見舞いをいただきましたことを、二十四人の先生方に心より厚くお礼を申し上げます。復帰に際しましてのあいさついたします。

まことにどうもありがとうございました。(拍手)

○議長(仲村清信君) この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会議務局長報告)

一、市長の職務代理の期間について(別添参照)

二、追加議案の送付について(別添参照)

三、意見書の受理について(別添参照)

四、平成二年七月分例月出納検査の結果について(別添参照)

○議長(仲村清信君) 以上で報告は終わりました。

○議長(仲村清信君) 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 村野和一郎君登壇)

○議会運営委員長(村野和一郎君) おはようございます。御指名をいただきましたので、去る九月十七日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、第四日目の案件といたしましては、新たに提出されましたものとして、市長より議案九件と議員より意見書二件が提出され、本日の日程に組ませていただきましたほかは、本定例会第三日目に各委員会に付託されました案件の審査報告であります。

次に、日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり、各委員会から提出されました審査報告を付託の順にお願いし、新たに提出されました議案を前例に倣いまして編成いたしました。

次に、新たに提出されました議案の取り扱いでございますが、日程第二十一については、特別委員会を設置し付託、日程第二十二から日程第二十六までの五議案につきましては、それぞれ所管の委員会に付託して審査を願ひ、日程第二十七から日程第三十一までの五議案につきましては、慎重審査の上、即決願う

ことといたしました。また、日程第十八と日程第十九の陳情二件につきましては、一括上程することといたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者の申し入れ及び議会側の協議事項がありますので、日程第二十一に入る前と本日の議案終了後に開催し、御協議願うことといたしました。

以上のように議会運営委員会としては決定いたしましたので、本日の会議が円滑に運営されますようお願い申し上げます。

○議長(仲村清信君) ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

○議長(仲村清信君) この際、理事者より発言取り消しの申し出がありますので、これを許します。

○教育次長(矢崎茂夫君) 大変貴重な時間にもかかわらず、私の発言についてお許しをいただきました。まことにありがとうございます。自席からお許しをいただきました。発言をさせていただきます。

本定例会の本会議二日目に行われました松山議員の一般質問における第三回目の質問に対する私の答弁中、二十六市の父母負担に関係する部分について取り消していただきたく、この際、お願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長(仲村清信君) ただいまの発言のとおり、取り消すことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって発言を取り消すことに決定いたしました。

○議長(仲村清信君) これより日程に入ります。

日程第一 議案第六十八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 林田 武君登壇)

○総務委員長(林田 武君) おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第六十八号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、報酬額決定についての根拠は何かとの質疑に、理事者より、近隣市あるいは同程度の行政規模の市を参考にし、また報酬審議会の中では、理事者と一般職との比較の中で、まず理事者の報酬について決め、その後に議会関係の報酬について決めるという順序で審議したとの答弁がありました。

委員より、前回の報酬審議会では、二年に一回ぐらいの改定が望ましいと言っていたのに、一年ぐらいで報酬を変更をする一番大きな理由は何かとの質疑に対し、理事者より、昨年の答申の中では、なるべく早い時期に時代に合わせて改定する必要があると言っている。昨年のベースアップは高いこともあり、昨年十月以降、二十六市中十五市が改定しているとの答弁がありました。

また、委員より公聴会の開催の提案があり、委員会に諮ったところ却下されました。

委員より、改定した十五市の中で二年連続改定した市があるかとの質疑に、理事者より、四市あるとの答弁がありました。

また委員より、市長が不在であり、職務代理者が報酬等の改定をすることは大きな疑問を感じる。九月議会でもなくとも、それ以降でも構わないと思う。他の報酬との関連を含めて、この条例改正には反対であるとの意見がありました。

質疑の中で反対との意見があり、起立によって採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山清君。

(十一番 松山 清君登壇)

○十一番(松山 清君) 議案第六十八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対の討論を行います。

今も委員長報告の中にいろいろ出されております点が、私の反対討論の基本的な部分であります。三点あるわけでございます。

まず第一点は、今回提案された条例の一部改正は、議長報酬の一万七千円や議員報酬の一万五千円アップを図るものでありますが、報酬の改定は、昨年三年ぶりの改定とはいえ、一六%の大幅な引き上げをしたばかりであります。今回の改定が行われますと二年連続の引き上げとなるものであり、こうした連続的な引き上げを行っているところは四市しかない。そういう報告でありました。こうしたことから見ましても、今回、連続的に当市が改定するという理由は全くないと思います。この点が第一点であります。

また二点目は、本条例を付託されました総務委員会における審議の中で、私が提案いたしました市民的合意を得るために、委員会条例にも規定されております公聴会の実施を行わず、市議会の中だけでの審議で、事足りるとしている問題であります。報酬等審議会が、今回は五回開催されました。これは、昨年の答申までの四回の開催よりは回数が一回ふえたわけでありますが、この審議会の委員の皆さんの委嘱は、あくまでも市長が行うわけでありまして、議会としても、福生市の主人公であります市民の方の意見を十分酌み取る必要があることは申すまでもありません。この市民的合意を得ることがなされていない。こ

のことが第二点目の大きな問題点であります。

また三点目は、重要な条例の改正が市長職務代理者によって行われているという問題であります。市長が病氣療養中という状況の中で、市民に係る施策等の推進は行わなければならないことは、当然であります。しかし、議員や、この後出てまいります市長などの報酬、給与等の改定が、市長職務代理者の名をもって行わなければならないという必要は全くありません。現に、こうしたことが他の市において行われたという記録は全くないようであります。この点からいいますと、大きな問題点であると、私は思うのでございます。

以上簡単でありますけれども、三つの点を指摘いたしましたして、反対の討論とするものであります。

なお、もう一つつけ加えておきたいのでございますけれども、昨年のこの件に関する討論の中で、反対ならば、請求権を放棄しろなどという賛成討論が行われました。今回は、こうした低次元の内容の賛成討論がよもや行われたいとは思いますが、こういう点を念のため申し加えておく次第でございます。

○議長（仲村清信君）

次に、賛成者六番南木繁男君。（「さあ負けずに頑張ろう」と呼ぶ者あり）

○六番（南木繁男君）

御指名をいただきましたので、議案第六十八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対する賛成の討論を行います。

本条例案は、福生市特別職報酬審議会において慎重に審議を重ねてまいりました結果、市長に答申されたものであります。この答申に基づいて、市長が今回提案したものであります。審議会の委員は市内の各界の代表であり、市民の意見を十分反映しているものと確信しております。答申の内容につきましては、昨年、地方公共団体等を取り巻く社会情勢、世論の動向、市民感情等に配慮するとともに各市、各種の資料等の提供を求め、二十六市の改定状況、一般職職員の給与の状況等、さまざまな観点から調査、検討を行い、また、各委員におかれましては、終始自主的な見解の場において慎重に審議した結果、報酬等の改定を行うことが適当であるという結論に達したものであると思われまします。審議会の各委員の答申に対する作業に

対しては、最大の敬意を表します。

この結果、答申をいただきました改定額は二十六市中の平均を下回るものではございますが、現在の福生市の状況、市民感情等を十分考慮し結論を出したものであると思われまします。また、今後は二十六市等の動向を見定めながら早い時期に検討していく必要があるという意見がありますことから、条例案の改正案につきましては、妥当なものと考えられます。

したがいまして、私は、この答申書に基づき改正案につきましては全面的に賛成するものであり、議員各位の絶大なる御賛同をお願いいたしまして、賛成の討論といたします。（拍手）

○議長（仲村清信君）

次に、反対者十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） 議案第六十八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対討論を行います。

議員報酬の考え方ということは、去年もそうですけれども、大変大事ではないかというふうに思っています。審議会の中でも、そういった議論はあると思いますけれども、少なくとも議員の報酬に関しては、例えば普通の人々が働いているように、労働に対する報酬という考え方ではないというふうに思います。それは、責任の問題であったり、あるいは市民の負託ということから、当然のように報酬が決められていくというふうに思うのです。

そのときに、やはりその決め方そのものが、例えば他市との状況に合わせるだとか、非常に相対的な決め方であることに、私たちは第一番目の疑問を持っています。むしろ、福生の議員がどういう仕事をし、どういう働きをするのだから、こういった報酬が行われるべきであるという議論が、審議会の中でもあるべきです。あるいは委員会の中でも、あるいは議会の中でもあるべきだというふうに考えています。少なくとも、今回の報酬の決め方というのは、その意味から言いますと極めて不合理だというふうに考えています。私たち議員というのは、少なくとも市民の税金から報酬をいただいているわけですから、市民の皆さんの感情、あるいは市民の皆さんの意識というものを、非常に考慮しなければならないというふうに